

島外医療機関受診に係る交通費助成申請について

申請の際には以下の書類が必要となりますので、事前にご用意くださいますようお願いいたします。

(すべての方にご提出していただくもの)

新島村診療所医師の発行する島外医療機関受診証明書【基本的に都度必要】

※島外医療機関を受診する前に島内各診療所を受診し発行してもらってください。

助成申請書(民生課窓口にあります)※捺印が必要ですので印鑑もお持ちください。

医療機関の領収書(入院などで長期に渡る場合はその期間が分かるもの)

※マル乳、マル子など医療費がかからなかった場合でも、診療明細書などの医療行為を受けた証明が必要です。

交通費領収書(※行きと帰りの分両方が必要です。複数の方の分が1枚になっている場合や、行きと帰りが1枚になっている場合は、誰が、いつ乗ったか分かるようにご準備ください。飛行機の場合は搭乗券)

身分証明書(免許証、保険証、マイナンバーカードなど)

(該当する方のみご提出していただくもの)

宿泊費の領収書(ホテルなどに宿泊した方)

貯金通帳若しくはキャッシュカード(銀行振り込みを希望される方)

診断書(島外医療機関へ継続通院が必要な方)【おおむね1年間有効】

※次回から同一疾患による島外通院の際は、島外医療機関受診証明書は不要となります。

※診断書発行に伴う手数料等が分かるもの。